

# 雇用調整助成金のご案内

水害による経済上の理由により、事業活動が縮小している場合に、従業員を解雇することなく、休業などを実施することにより、雇用を維持した事業主に対し、国が費用の一部を助成できる場合があります。

**(詳細は、厚生労働省HPのガイドブック等をご確認ください。)**

## 令和7年8月の水害による「経済上の理由」に該当する具体例

例えば、以下のような事例で、助成金の対象となる場合があります。

事例	具体的な状況
機械・設備等の修理困難	損壊した機械・設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難等のために休業を余儀なくされている場合
取引先の被災	販売先や原材料の調達先の被災により売上げが減少している場合
風評被害	風評被害による利用者や観光客等の減少により売上げが減少している場合

### ！ご注意ください！

- 水害を直接的な原因とする事業活動の縮小（例：工場損壊、被災した商品の処分等）は、「経済上の理由」には該当せず、雇用調整助成金の対象外となります。
- 利用の際は、**休業を開始する前日までに休業等実施計画届の提出が必要**です。
- この助成金は、休業したことの他にも支給要件があります。支給要件の詳細や具体的な申請手続きについては、お気軽にご相談ください。



# 雇用調整助成金のご案内

景気の変動、産業構造の変化などに伴う**経済上の理由**で  
**事業活動の縮小**を余儀なくされた事業主が  
一時的に休業や教育訓練等を行って労働者の雇用の維持を図る場合に  
**休業手当、教育訓練・出向中の賃金の一部を助成**します



詳細は  
雇用調整助成金ガイドブック  
をご確認ください

## 主な支給要件

雇用保険適用事業所が雇用保険被保険者に対して実施する休業

最近**3か月**の生産量等の**生産指標**が前年同期と比べて**10%以上減少**

最近**3か月**間の**雇用保険被保険者数等**の月平均値が  
前年同期と比べ、**一定規模以上増加していない**

実施する休業等が**労使協定に基づいた休業等の実施**

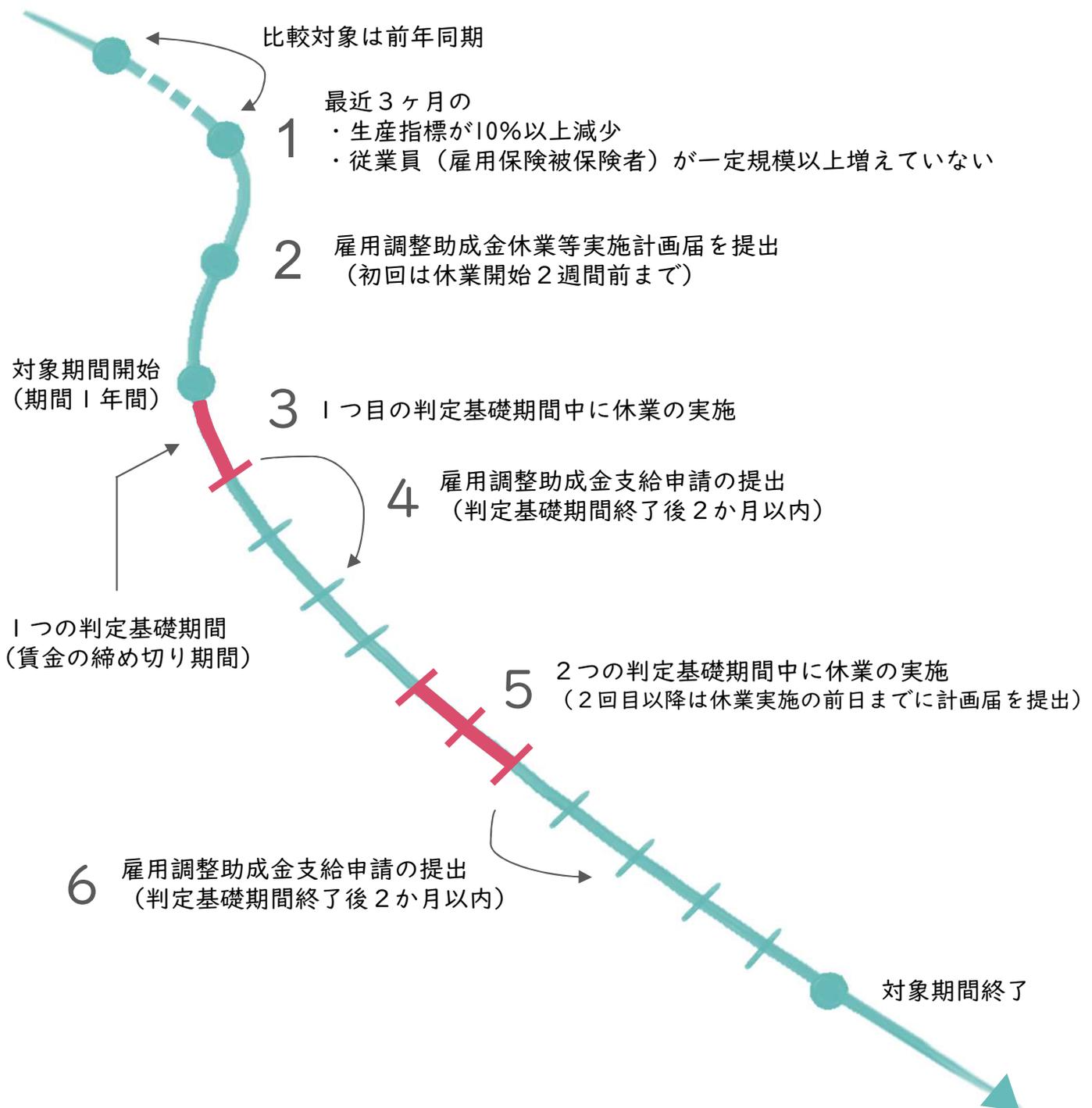
## 休業手当、教育訓練・出向中の賃金に対する助成率、助成額

	中小企業	大企業		教育訓練実施時加算
休業手当、教育訓練・ 出向中の賃金に対して	2/3	1/2	+	1,200円
支給日数30日経過後の次の申請分から 休業・教育訓練のうち <b>教育訓練実施率</b> が				
10%未満	1/2	1/4	+	1,200円
20%以上	2/3	1/2	+	1,800円

※支給日数は助成対象となる休業等延日数を雇用保険被保険者数で除した値  
※支給日数の上限は1年100日、3年150日  
※助成率に関わらず対象労働者1人あたり日額 8,870円が上限(令和7年8月1日現在)

# 雇用調整助成金の受給までの流れ

休業を行う場合



※実際に従業員に支払った休業手当（労働基準法に基づくもの）に対して助成します。  
※支給申請には休業を実施したことがわかるタイムカードや賃金台帳が必要です。  
※詳細は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。